

東京農業大学校友会愛媛県支部会則

第1条 名称

この会は、東京農業大学校友会愛媛県支部という。

第2条 目的

この会は、東京農業大学校友会本部との連絡を緊密に図りつつ、母校の発展に協力するとともに会員相互の親睦と校友団体の活動等、その発展に寄与することを目的とする。

第3条 事務

この会の事務局は原則として、支部長の定めるところにおく。

第4条 会員

この会の会員は正会員及び賛助会員とする。

- 1 正会員は東京農業大学を卒業又は終了したもの。
- 2 賛助会員は東京農業大学に関係があり、この会の趣旨に賛同する者で総会の承認を得た者。

第5条 役員

この会に次の役員をおき、その任期は2ヵ年とする。ただし再任は妨げない。
役員は総会で選出する。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 3名（東・中・南予ブロック各1名とする）
- 3 本部代議員 2名
- 4 参 与 若干名（支部長、副支部長征験者）
- 5 幹事長 1名
- 6 顧 問 若干名
- 7 会 計 1名
- 8 総括幹事 1名
- 9 代表幹事 3名（東・中・南予ブロック各1名とする）
- 10 監 事（会計監査） 3名（東・中・南予ブロック各1名とする）

第6条 役員の仕事

この会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 支部長は会務を統轄し、この会を代表する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時は支部長の職務を代行する。
- 3 本部代議員は校友会本部総会に出席し、議事審議に参画する。
- 4 幹事長は校友会本部と支部の密接な連絡の任に当たる。
- 5 参与は、この会の事業等について助言や意見を述べる。
- 6 顧問は、この会の重要事項について支部長の諮問に応じる。
- 7 総括幹事は幹事を代表し、支部長の命により会務の執行に当たる。
- 8 代表幹事は会務に必要な事項を処理する。
- 9 監事は会計を監査する。

第7条 会議

この会の会議は総会及び役員会とする。

- 1 総会は原則として毎年7月に開催する。但し、必要により臨時総会を開催することができる。
- 2 役員会は必要によりこれを開催する。
- 3 会議の議事は出席正会員の過半数で議決する。

第8条 会議及び会計

この会の会費は年会費及び寄付金その他をもってあてる。

- 1 会費は正会員一人年金額2,000円とする。
- 2 この会の会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる。

付 則

- 1 この会則は昭和47年11月5日より施行する。
- 2 昭和60年7月24日一部改正。同日より施行。
- 3 昭和63年8月20日一部改正。同日より施行。
- 4 平成2年8月11日一部改正。同日より施行。
- 5 平成3年7月24日一部改正。同日より施行。
- 6 平成7年7月27日一部改正。同日より施行。
- 7 平成17年7月23日一部改正。同日より施行。
- 8 平成21年7月18日一部改正。同日より施行。
- 9 平成23年7月17日一部改正。同日より施行。